平成２３年（フ）第１６号
宮崎県日南市大堂津３丁目１番１号
債務者　黒木　照美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
宮崎県日南市大字益安731番地　益安第６アパート５号
債務者　酒井　万宣
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
宮崎県延岡市宮長町168番地１
債務者　大谷　　潔
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７５号
宮崎県延岡市宮長町168番地１
債務者　大谷　洋美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８５号
宮崎県延岡市三ツ瀬町１丁目７番地２
債務者　松田　真弓
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第９３号
宮崎県日向市美々津町2736番地15
債務者　黒木　隆臣
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５７号
鹿児島県鹿屋市白崎町６番29号　ハイアットサンシャイン102号、前住所鹿児島県鹿屋市郷之原町12039番地　Ａ棟
債務者　永山　照子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
沖縄県石垣市字登野城321番地
債務者　宜間　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第５３号
神戸市西区王塚台４丁目38番地　ソレイユ王塚台103号、旧住所兵庫県明石市大久保町大窪250番地の１
債務者　本田　勝三
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県明石市二見町西二見759番地の１　メゾン・ド・カルム204号、旧住所兵庫県明石市二見町西二見89番地の２　ウエステージ明石六番館701号
債務者　堀　　義昭
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
兵庫県明石市藤江1185番地の１　プレステージルーアンジュ藤江404号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町清水2187番地
債務者　鎌谷　利郎
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
兵庫県明石市大久保町大窪616番地の１　ロワイヤル大久保Ⅱ201号
債務者　光川　健一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
兵庫県明石市大久保町大窪1164番地の１
債務者　國米　明子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
兵庫県明石市野々上３丁目４番地の14　三陽マンション302号
債務者　福士　信子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
兵庫県明石市魚住町中尾984番地の３
債務者　浜田　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
神戸市西区宮下１丁目11番29号
債務者　永井　隆寛
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
神戸市西区玉津町田中435番地の１　ハイツパルテール201号、旧住所神戸市西区玉津町居住142番地の１　806号
債務者　金澤　弥生（旧姓小﨑）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係